

令和2年3月17日

当座勘定取引先 御中
(含む寄託券保管店)

日 本 銀 行

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」等の一部改正について

今般、取引先金融機関等が直送場所における現金授受事務を委託することができる法人の範囲を警備輸送会社等にまで広げることにより、取引先金融機関等の現金授受事務の利便性向上に資する観点等から、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」、「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（保管店における現金受払用）」および「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」を別紙1から3までのとおりそれぞれ一部改正し、別紙4の経過措置を講じたうえで、令和2年4月1日から実施することとしましたので通知します。

また、改正後の「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」等につきましては、上記実施日に、本ホームページに掲載します。

なお、勘定店での現金受払事務に関しては、本改正に伴う変更点はありませんので申し添えます。

以 上

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則
(勘定店における現金受払用)」 中一部改正

- 4. (1) および (2) イ. を横線のとおり改める。

4. 留意事項

(1) 現金受払事務の委託

取引先は、「日本銀行における現金授受事務の委託に関する基準」1. に定める者に対して、現金受払およびこれに付随して勘定店との間で行う諸連絡にかかる事務を委託することができます。

取引先は、同者への同事務の委託を希望する場合には、その旨を日本銀行が別に定める書式により 勘定店日本銀行に願い出たうえ、~~勘定店~~の承認を受けてください。

なお、取引先は、現金受払規則第9条に基づき、勘定店との間の現金搬送過程や勘定店での現金授受過程における委託先による過誤等について、責任を負うものとします。

(2) 大口受払ブースへの入室

イ. 大口受払ブースに入室できるのは、以下の①から③に示す職員のうち、事前に「大口受払ブース入室者の顔写真」による届出が行われている方に限ります。このうち、授受責任者になり得るのは、①または②の職員に限ります。なお、「大口受払ブース入室者の顔写真」の書式および登録番号の付番は、①から③の別により、下表に示すとおりとしてください。

① 取引先の職員

② 取引先から (1) により日本銀行との間の現金授受事務の委託を受け
勘定店日本銀行から承認済の法人の職員

③ 取引先から現金搬送事務のみの委託を受けた法人の職員

職員の別	書式	登録番号の付番
①	} 略（不変）	
②		
③		

○ 書式第1号-1を横線のとおり改める。

(/)

書式第1号-1

大口受払ブース入室者の顔写真（授受責任者になり得る法人の職員用）

(取引先名)

(日付)

【①取引先の職員： 番～ 番】

【②取引先から日本銀行との間の現金授受事務の委託を受け勘定店日本銀行から承認済の法人の職員：

(委託先法人名) 番～ 番】

(委託先法人名) 番～ 番】

(委託先法人名) 番～ 番】

(委託先法人名) 番～ 番】

登録番号 1

(カラー写真添付)

登録番号 2

(カラー写真添付)

登録番号 3

(カラー写真添付)

登録番号 4

(カラー写真添付)

∫

登録番号 13

(カラー写真添付)

登録番号 14

(カラー写真添付)

登録番号 15

(カラー写真添付)

登録番号 16

(カラー写真添付)

(注1) 略 (不変)

(注2) 複数の先に現金授受事務を委託している場合には、【取引先から日本銀行との間の現金授受事務の委託を受け勘定店日本銀行から承認済の法人の職員】欄について、委託先法人別に番号を記載してください。

(注3) 略 (不変)

「日本銀行が行う現金の受払に関する細則
(保管店における現金受払用)」 中一部改正

- 1. (6) を横線のとおり改める。

1. 基本的な事項

(6) 現金受払事務の委託

取引先は、「日本銀行における現金授受事務の委託に関する基準」1. に定める者に対して、現金受払およびこれに付随して勘定店および保管店との間で行う諸連絡に係る事務を委託することができます。

取引先は、同者への同事務の委託を希望する場合には、その旨を日本銀行が別に定める書式により 勘定店日本銀行に願い出たうえ、~~勘定店~~の承認を受けてください。

なお、取引先は、現金受払規則第9条に基づき、保管店との間の現金搬送過程や保管店での現金授受過程における委託先による過誤等について、責任を負うものとします。

「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」中一部改正

- 4. (1) を横線のとおり改める。

4. 留意事項

(1) 貨幣授受事務の委託

取引先は、~~その全額出資子会社~~「日本銀行における現金授受事務の委託に関する基準」1. に定める者に対して、受直送または直送払による貨幣の授受およびこれに付随して勘定店との間で行う諸連絡に係る事務を委託することができます。

取引先は、同社者への同事務の委託を希望する場合には、その旨を日本銀行が別に定める書式により勘定店日本銀行に願い出たうえ、~~勘定店の承認~~を受けてください。

○ 書式第2号を次のとおり改める（全面改正）。

書式第2号

(日 付)

日本銀行〇〇支店 御中

(取引先)

(責任者) _____ 印

授受責任者届

受直送または直送払における授受責任者の氏名および印鑑を、下記のとおりご連絡します。

記

【①取引先の職員： 番～ 番】

【②取引先から日本銀行との間の現金授受事務の委託を受け日本銀行から承認済の法人の職員：

_____ (委託先法人名) 番～ 番】

_____ (委託先法人名) 番～ 番】

登録 番号	氏 名	印 鑑
1		
2		
3		
4		
5		

以 上

(注1) 責任者欄には、当座勘定取引に関し、日本銀行に届け出た代表者または代理者の印鑑を押捺してください。

(注2) 複数の先に現金授受事務を委託している場合には、【取引先から日本銀行との間の現金授受事務の委託を受け日本銀行から承認済の法人の職員】欄について、委託先法人別に番号を記載してください。

経過措置

今次改正以前に勘定店が受理した旧書式の「大口受払ブース入室者の顔写真（授受責任者になり得る法人の職員用）」および「授受責任者届」については、これを差替えることなく、新書式による届出を受けるまでの間は、それぞれ「日本銀行が行う現金の受払に関する細則（勘定店における現金受払用）」に基づき届出を受けた「大口受払ブース入室者の顔写真（授受責任者になり得る法人の職員用）」、「日本銀行が行う受直送および直送払に関する細則」に基づき届出を受けた「授受責任者届」とみなす。

以 上